

評価細目の第三者評価結果

（障害者・児福祉サービス分野）

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	「地域環境に配慮し、地域の一員として、それぞれの能力に応じた自立を目指し、独立した社会人として行動できるように支援してまいります。」という基本理念と、この基本理念に基づく基本方針を掲げ、「全体会議」（毎月開催している）において全ての職員に周知する取り組みを行っている。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	安定した事業経営を持続可能なものにするため、事業経営に影響を及ぼす可能性のある環境的要素と事業所の現状を把握する取り組みを行っている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	短期的な経営課題と長期的な経営課題をそれぞれ明確にし、それらの経営課題を解決するための事業計画を策定している。また、収支計画、施設計画、人事計画のそれぞれにおける課題に分類し、事業計画の実効性を高める取り組みを行っている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	5年後のビジョン（財務の安定化、増加する入所希望者への対応、満足度の向上、利用者と職員の関係性の構築等）と、10年後のビジョン（居住環境の更なる改善、A型とB型の分離体制の構築、レクリエーションや行事の充実等）を掲げている。これらのビジョンを踏まえ、5か年計画（収支計画、施設計画、人事計画、事務対応、入所者対応のそれぞれについて、1年ごとの取り組み計画を策定している。）を策定している。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	2020年度は、水光熱費の節減、食材費の改善等（以上収支計画）、事業所（関戸寮）移設の検討、移設に伴う作業所変更の手続き等（以上施設計画）、休日対応職員の確保、夜勤者の確保（以上人事計画）等の事業計画を策定している。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	「寮長会議」（2か月に1度開催している）において、事業計画の周知や取り組みの進捗の確認を行っている。また、「全体会議」において職員にも事業計画の内容や取り組みの進捗等を周知する取り組みを行っている。今後、定員を増やすことを計画しており、このために必須となる一定の収益性の確保に取り組んでいる。今年度は、その3年目にあたるが、一定の成果を得ている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	利用者に対する事業計画の周知を図っているが、利用者が事業計画の内容や意義、必要性等を理解することを支援する取り組みについては課題を残している。このため、今年度の事業計画において、知的障害者や精神障害者との専門的なコミュニケーション技術を有する専門職員の確保を課題としている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	本来のサービス（共同生活援助）を利用する全ての利用者が、特定非営利活動法人福祉ファーム里山（株式会社ルーラルライフと代表者が同一の関連法人）が運営する就労継続支援（A型とB型）のサービス提供を受けている。このため、共同生活援助と就労継続支援の一体的な質的向上を図っている。感染防止の取り組みにより利用者のストレスが増しているため、利用者との面談（いつでも利用者が話をできる体制を構築している）や、毎週日曜日に「昼食ツアー」（就労継続支援B型を利用する利用者が参加している）を実施している。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	利用者のストレスを軽減するため、買い物支援や地域の小規模店舗を利用する「昼食ツアー」等の余暇支援を行っている。また、利用者がいつでも話ができる体制（精神保健福祉士の資格を有する職員を含む2名の相談担当専任職員を配置している）を整えている。これらの取り組みにより、無断で外出する行為がなくなっている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	経営者（地域でも有数の規模で農業を行っている）が、直接、共同生活援助と就労継続支援のサービス提供に関わっており、実践的に利用者や職員に対して基本理念や基本方針を発信する取り組みを行っている。
Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	会議や研修を通じて法令や指定基準等を遵守することを職員に周知（虐待防止、事故防止のための理解を深める取り組みを含む）している。指定基準を遵守していることを確認する取り組みを行っている。
Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ－１－（２）－① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	管理者は、提供する共同生活援助（株式会社ルーラルライフでは、ルーラルホーム閩戸、ルーラルホーム藤ノ木、ルーラルホーム藤ノ木第2、ルーラルホーム宿浦の4か所でサービス提供を行っているが、これらの4か所をルーラルホーム閩戸として本第三者評価を行っている。）の質を高めるため、定員を増やす取り組み、就労継続支援A型とB型の利用者ごとに生活する環境を整備する取り組み（4か所のルーラルホームは男女別になっているが、利用者の状態に応じた環境を整備する取り組み）、通院支援を円滑に行うために合理化を推進する取り組み等をサービス管理責任者と共にリードしている。
Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	管理者は、増加する農福連携による利用ニーズに応えるため、定員を増やす計画を立てている。このことに伴い収益性の安定確保（一定の収益性が定員を増やす必須要件になっている）のための取り組みをサービス管理責任者と共にリードしている。共同生活援助事業を開始して3年目を迎え、はじめて黒字化を達成している。また、農業への就労を目指す社会資源として、特別支援学校や地方公共団体への周知活動拡大の取り組みをリードしている。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	提供するサービスの質を高めるため、介護職員初任者研修やサービス管理責任者研修、介護福祉士等、職員の資格取得を奨励している。また、利用者との専門的なコミュニケーション技術を有する職員を新たに確保する取り組みを行っている。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	共同生活援助のみに関わる職員、就労継続支援のみに関わる職員、両サービスに関わる職員がおり、業務形態に応じて総合的な管理を行っている。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	サービス管理責任者が、職員一人ひとりに対する個別面談を毎週一人ずつ行っている。従って、全ての職員が2か月に1度のペースで面談を受けている。その面談を通じて職員の希望と適性を踏まえた配置と見直しを行っている。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	職員に対する個別面談を踏まえ、職員一人ひとりの育成計画を策定している。育成計画においては3年後の到達目標を明確にしている。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	基本方針第4において「職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。」と、いうことを掲げている。職員により受講する研修の種類や回数等において相違がある。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	職員は希望する外部研修に参加することができる仕組みになっているが、様々な研修を積極的に受講する職員は一部にとどまっている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	就労継続支援においては実習生の受け入れ体制を整備して受入れを行っているが、共同生活援助においては受け入れを行っていない。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	共同生活援助の運営の透明性を高めるため、一定の情報開示を行っているが、収支や財政的な情報については開示を行っていない。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	共同生活援助の運営については、「寮長会議」や「全体会議」を通じて職員に開示する取り組みを行っている。経営成績や財政状態等については、部分的な開示にとどめている。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	就労継続支援A型やB型の作業においては、地域の農家と連携した取り組み、技術的な指導を受ける取り組み等を行っているが、共同生活援助における地域交流の機会は乏しい。（共同生活援助の利用者は基本的に全て同一法人が運営する就労継続支援A型かB型のサービスを受けている。）
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	就労継続支援においてはボランティアの受け入れ体制を整備して受入れを行っているが、共同生活援助においては受け入れを行っていない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	利用者の居所があった市区町村、社会福祉協議会、利用者の契約する相談支援事業所との連携を図っている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	就労継続支援A型やB型においては収穫した農作物の直売（市場価格よりも安価な価格での販売）を行ったり、蓮田市が実施する「農業祭」に出品（品評会に出品すると共に、即売も行っている。）する取り組みを行っている。共同生活援助の機能を地域に還元する取り組みは行っていないが、今後、どのような取り組みが可能かを検討している。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	円滑にサービス提供を開始するため、共同生活援助や就労継続支援の利用希望者に対しては1週間から2週間程度の無料体験を行っている。更に幅広い地域ニーズへの貢献のあり方について、情報収集と方法の検討を行っている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	感染防止の取り組みに伴い、利用者のストレスが増加し不安定な様子が見られる。こうした利用者の表情や行動における変化を職員間で共有する取り組みを行っている。精神保健福祉士の資格を有する職員を含む2名の相談担当職員を配置し、利用者の希望に応じて随時面談ができる体制を構築している。また、サービス管理責任者が利用者の希望に基づき「昼食ツアー」を実施し、利用者のストレスや不安定さの軽減を図っている。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	共同生活援助を利用する全ての者が就労継続支援のサービス提供を受けているが、就労継続支援の作業への参加は利用者の意思を尊重している。参加しない場合は、職員が連携して必要な対応を行っている。外出は基本的に利用者の意思により自由にできる仕組みになっているが、利用者の状態に応じて必要な支援を行っている。また、共同生活援助の居室は全て個室になっている。
Ⅲ－１－（２） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	共同生活援助に関する説明を行うと共に、必要に応じて相談支援事業や訪問看護、行動援護（自立支援給付）、移動支援（地域生活支援事業）等に関する説明を行っている。また、希望に基づき、1週間から2週間程度の利用体験（無料）を実施している。
Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	サービス提供の開始にあたり、利用契約（目的、共同生活援助の内容、個別支援計画の作成、利用料金、事業者の姿勢と義務、守秘義務、損害賠償、契約の終了、苦情解決、身元引受人等）やその運用に関する了解事項等の説明を行い、それぞれ同意を得る取り組みを行っている。また、重要事項（サービスの目的、運営方針、施設と設備の概要、職員配置と勤務体系、訓練等給付対象サービスの内容と対象外サービス、利用料金、記録と情報の管理、緊急時の対応、要望や苦情の対応窓口、協力医療機関、非常災害対応等）に関する説明を行い、その同意を得る取り組みを行っている。
Ⅲ－１－（２）－③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	契約の終了にあたり、利用者の希望により医療機関や介護老人福祉施設、他の共同生活援助事業所、その他のサービスを提供する事業所の紹介を行う体制（円滑なサービス移行のための体制）を構築している。
Ⅲ－１－（３） 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	利用開始時や個別支援計画の見直しを行う際、利用者の要望を把握する取り組みを行っている。利用者が一般就労や独立した生活等を希望する場合は、市区町村や相談支援事業所との協議を重ねる取り組みを行っている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	「苦情解決に関する規程」（目的、苦情解決責任者、担当者、第三者委員の設置、苦情の受付方法と解決の仕組み、報告等）を定めている。迅速な苦情処理を行うための手順や体制を定めた「苦情処理マニュアル」を整備している。事業所に直接訴えにくい場合に相談できる「運営適正化委員会」の連絡先を周知する取り組みを行っている。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	精神保健福祉士の資格を有する職員を含む2名の相談担当専任職員を配置し、利用者がいつでも相談できる体制を整備している。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	感染防止対策の影響により体調不良を訴える利用者や、不安や悩みを訴える利用者が増加しており、相談担当職員への相談が大幅に増加している。また、相談担当職員は必要に応じて通院支援（通院支援のための移送費は事業所が負担している）を行っている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	利用者の体調急変時に迅速な対応を行うため、かかりつけ医や緊急連絡先を把握している。事故や災害の発生に備え、損害賠償保険に加入している。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	利用者にスタンダードプリコーションの励行を促す取り組みを行っている。加えて、新型コロナウイルスへの感染防止の取り組みを強化している。利用者が感染する可能性のある場所に外出（無断）した場合は、2週間他の利用者と離れて生活する支援を行っている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	災害の発生に備え、防災設備の設置を行うと共に、食糧、飲料水、携帯ラジオ、ロープ、懐中電灯等を常備している。防災計画に基づき定期的な防災訓練や避難訓練を実施している。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	提供する共同生活援助の質を担保するため、業務手順や業務内容を定めた手順書を整備している。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	業務手順や業務内容は、必要に応じて見直しを行うことになっている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	サービス提供開始前の利用者の生活状況、週間、好きなことと嫌いなこと、健康状態、障害の状態、家族との関係等を把握する取り組みを行っている。これらのアセスメント情報に加え、これからの希望や目標に基づき利用者一人ひとりの個別支援計画を策定している。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	個別支援計画の目標は、短期目標と長期目標のそれぞれを設定し、半年ごとにその評価と見直しを行っている。また、利用者の身体状況や精神状態の変化に合わせ、必要に応じた見直しやその検討を行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	毎日の利用者の様子を記録する「支援記録」や、サービス管理責任者が6か月ごとに行う面談結果を記録する「面談記録」、面談担当職員の面談記録等を関係する職員で共有し、利用者支援のために活用している。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	利用者ごとのアセスメントシート、個別支援計画、「支援記録」、「面談記録」等はサービス管理責任者が管理を行っている。

評価対象A 個別評価基準

A-1 利用者の尊重と権利擁護

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 自己決定の尊重		
A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a	共同生活援助を利用する全ての者が就労継続支援のサービス提供を受けているが、就労継続支援の作業への参加は利用者の意思を尊重している。参加しない場合は、職員が連携して必要な対応を行っている。利用者が一般就労や独立した生活等を希望する場合は、利用者の希望を尊重し、家族や市区町村、相談支援事業所との協議を重ねている。
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a	起床時間や食事時間は利用者の生活リズムを尊重している。外出は基本的に利用者の意思により自由にできる仕組み（帰宅時間や外出すること等に制限を設けていない。新型コロナウイルスに感染する可能性のある場所に出かけないようにする周知を行っている。）になっているが、利用者の状態に応じて必要な支援を行っている。利用者が携帯電話の所有を希望する場合は、所有することを支援している。利用料金に関して生じた問題に対しては問題解決のために必要な支援を行っている。携帯電話を使用したゲーム等アプリケーションの利用に応じて課金される仕組みに対する理解が不十分な場合は、利用料金が多額になる可能性があるため、家族と協議を行った上で携帯電話の契約を行わない対応を行っている。

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本		
A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a	利用者自身による意思決定や判断、利用者の希望を尊重する支援を行っている。利用者が自分でできることは、利用者自身にやってもらい、できないことや、できるのに意欲が低下していること等に限定して職員が支援する取り組みを行っている。「基本方針」に、「利用者の人権と尊厳を守り、心身共に健康な生活を送れるように支援する」「利用者の生きがいのある生活を目指し、有する能力に応じて働く意欲を身に付ける支援を行う」ことを規定している。
A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a	共同生活援助と就労継続支援の職員が連携して利用者の心身の状況を把握すると共に、利用者の様子が気になる場合は職員から声をかける取り組みを行っている。また、利用者がいつでも気軽に相談できる体制（利用者からの相談対応に専念する職員を2名配置している）を整備している。

<p>A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>相談担当専任職員、寮長、夜勤職員、管理者、サービス管理責任者、就労継続支援の職員等の中から、利用者が相談内容や話の内容等により自分で相談者を選択できる体制を整備している。</p>
<p>A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>共同生活援助の利用者は全員就労継続支援（農業に関わる作業）のサービス提供を受けているため、日中以外の支援計画を個別支援計画に位置づけている。</p>
<p>A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>調理や洗濯等の日常生活上の作業においては、利用者の状態に応じて必要な支援を個別に行っている。利用者が希望する場合は携帯電話の所有を支援しており、所有を制限する対応は行っていないが、利用料が多額になる可能性がある場合や、携帯電話の使用に起因するトラブルが生じる可能性がある場合等は、家族と連携して必要な支援を行っている。</p>
<p>A-2-(2) 日常的な生活支援</p>		
<p>A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>日常生活における作業（調理、洗濯、清掃等）に関する支援内容や支援する範囲等は、個別支援計画に位置づけた上で必要な支援を行っている。</p>
<p>A-2-(3) 生活環境</p>		
<p>A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>a</p>	<p>居室の室温は利用者が自由に調節する仕組みになっている。4か所全ての事業所にWifiを設置し、利用者が自由にネットワークに接続できる環境を整えている。</p>
<p>A-2-(4) 機能訓練・生活訓練</p>		
<p>A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>就労継続支援と一体的に機能訓練や生活訓練を行っている。農作業を行う上で必要な体力をつける支援を行っている。農作業を行う場所への移動は自転車を利用しているが、一人で移動できるようになるまで1週間から1か月程度（期間は利用者の状態により異なる）職員が同行している。調理や洗濯、清掃等は利用者が自分でできるように必要な支援（自分でできるようになるまで職員と一緒にいる）を行っている。</p>
<p>A-2-(5) 健康管理・医療的な支援</p>		
<p>A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>利用者が医療機関の受診を希望する場合は、通院支援（2名の相談担当職員が医療機関に連れて行く）を行っている。健康管理のため定期的な検診の機会（歯科検診を含む）を設けている。利用者の体調急変時に迅速な対応を行うため、かかりつけ医や緊急連絡先を把握している。</p>
<p>A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>家族との連携を図り、利用者が受診する際に医師や看護師からの説明を利用者と一緒に受ける対応を必要に応じて行っている。医療的な指導（体重管理やカロリーの摂取管理、塩分の摂取管理等）を受けている利用者には必要な対応を行っている。医師が薬を処方するために有益な情報（日頃の体調やコミュニケーションの状態、薬の影響と考えられる表情や状態等に関する情報）の提供を行っている。</p>

A-2-(6) 社会参加、学習支援		
A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a	就労継続支援において行う農作業（様々な種類の野菜を季節に応じて大規模に栽培している。収穫した野菜は直売したり一般の市場に出荷する等、多様な販路を通じて販売している。）は、一般の野菜栽培農家が行う作業と同様の工程により行っている。このため、利用者の心身の状態に応じて利用者ができる作業に関わるように支援している。利用者が関わる作業を行う上で必要な知識や技術を習得する支援を行っている。また、利用者の読書を積極的に支援しており、毎週日曜日に書店に連れて行く支援（500円以内で利用者が自分で購入したい本を購入する支援）を行っている。希望する利用者には漢字の学習支援を行っている。
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a	共同生活援助の全ての利用者が農作業（就労継続支援）に関わる支援（利用者の状態に応じ、A型の利用者とB型の利用者がいる）を行っており、基本的には一般就労として農業に携わることを目指しているが、農作業以外の就労を希望する利用者には必要な支援を行っている。
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a	利用者の状態に応じて家族との連携を図っている。定期的に面談や電話を通じて情報交換を行っている家族もある。体調に変化が認められる場合は、速やかに連絡する取り組みを行っている。
A-3 発達支援		
A-3-(1) 発達支援		
A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a	10代の利用者が1名、20代の利用者が4名、30代の利用者が2名と比較的に若い利用者が多い（平均年齢は27歳）。このため、利用者の理解する力や学習する力、年齢等に応じて、社会生活を送る上でのルールや道徳を学習する支援を行っている。
A-4-(1) 就労支援		
A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a	共同生活援助と就労継続支援（農作業）を一体的に行い利用者の自立を目指した支援を行っている。このため、事業所の生活（共同生活援助）と就労（就労継続支援）支援を体験する機会を設け、独自の支援に対する利用者の理解と気持ちを尊重した上でサービス提供を開始する配慮を行っている。
A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	a	就労継続支援B型の利用者は、軽作業班と中作業班に分かれて状態に応じた作業を行っている。就労継続支援B型の利用者はA型の作業を目指し、就労継続支援A型の利用者は一般就労を目指した支援を行っている。
A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a	就労継続支援において行う農作業は、家庭菜園程度の規模ではなく、収穫量、栽培する野菜の種類共に多い。大規模な野菜の栽培から出荷、販売に至るまでの一連の仕事を通じて、利用者がやりがいと楽しさの中で就労できるようにする支援を利用者の心身の状態に応じて段階的に行っている。利用者が農業以外の仕事に就くことを希望する場合は、家族との連携を図った上で利用者の気持ちを尊重した支援（利用者が希望する仕事につくための支援）を行っている。